

令和5年度 事業計画について

福島県内の犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、平成14年をピークに19年連続で減少していたが、令和4年は、自転車盗難や車上ねらいなどの身近な犯罪が増加し、一転、増加に転じた。また、高齢者を狙った悪質ななりすまし詐欺の被害が高水準で推移するとともに、県民にも大きな不安を与えている強盗事件等の凶悪事件が全国的に発生するなど、県民の治安に対する不安感が依然として大きい状況にある。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した詐欺や悪質商法の被害、SNS等のインターネットを介した犯罪の発生など、本県でも現下の社会情勢を背景とした犯罪が発生しており、これらの情勢を踏まえた施策の推進が求められている。

県防連では、これら情勢を踏まえて、令和5年度の事業指針を「安全で安心して暮らせる平穏な地域社会の実現」とし、福島県警察、福島県、市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア等と緊密に連携しつつ、各種対策を推進して県民の防犯意識の高揚等を図り、もって、「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進するものとする。

事業名及び実施事項	実施内容
第1 犯罪防止地域安全活動事業	
1 県民の地域安全意識の啓発、高揚事業	(1) 広報活動の推進 ア 機関紙「防犯しゃくなげ」による効果的な広報 地域の安全に役立つ情報を掲載し、定期的に関係機関・団体、個人へ配布するとともに、市町村の自治組織を通じて県内全戸に回覧して、県民の防犯意識の高揚を図る。 イ ホームページによる情報提供等 県防連ホームページの周知を図るとともに、機能を十分に活用し、県警察の支援による犯罪情勢や現下の課題である「なりすまし詐欺」被害の防止対策、各地区防犯協会やボランティアの活動状況等を頻度高く掲載して、県民の防犯意識の高揚を図る。 ウ 地域安全カレンダーの作成、配布 地域安全ポスター・標語・青パト活動写真の入賞作品を掲載した令和6年「地域安全カレンダー」を県警察と連名で作成し、地区防犯協会、防犯連絡所、賛助会員等に配布して防犯意識の啓発を図る。 エ 新聞への広報記事の掲出 「全国地域安全運動」、「年末年始事件事故防止活動」など、地域の安全に関する広報記事を新聞に掲出し、県民の方の防犯意識の啓発を図る。 オ 各種広報媒体による広報の実施 全国地域安全運動等における各種広報媒体を活用した広報を実施し、運動の周知と防犯意識の啓発を図る。 カ なりすまし詐欺被害防止広報活動の徹底 ・ なりすまし詐欺の被害実態、被害防止についての広報活動を各種広報媒体を通じて積極的に推進する。 ・ ホームページで全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話等の紹介を行うなど、被害防止対策広報を推進する。

	(2) 県民参加による活動の推進	ア 「令和5年全国地域安全運動福島県民大会」の開催 「令和5年全国地域安全運動」(10月11日から20日まで)の一環として、運動期間中の10月18日(水)に郡山市において「令和5年全国地域安全運動福島県民大会」を開催(県警察と共催)する。 イ 地域安全ポスター・標語・青パト活動写真の募集 県警察との共催により小学生、中学生、高校生・一般を対象とした、全国地域安全運動に向けた地域安全ポスター・標語・青パト活動写真を募集し、優秀作品を表彰するとともに、地域安全活動等の資料として広く活用する。 ウ 地域安全作文の募集 小学生、中学生を対象に地域安全作文を募集し、優秀作品を表彰するとともに、地域安全活動等での活用を図る。 エ 優秀入賞作品を活用した広報活動の実施 全国地域安全運動に向けて募集した地域安全ポスター・標語・青パト活動写真、地域安全作文等の優秀作品をクリアファイル等に掲載し、防犯意識の啓発に向けた広報活動を推進する。
2 地域安全活動事業	(1) 安全・安心なまちづくりの推進	○ 地区防犯協会、防犯ボランティアの活動の支援 ・ ホームページや機関紙「防犯しゃくなげ」に、地区防犯協会や防犯ボランティア団体の活動状況を掲載するなど、地域安全活動の支援を行う。 ・ 防犯指導隊をはじめとした防犯ボランティアの活動が、より効果的かつ安全に実施されるよう、活動の実情を踏まえた支援(物的支援を含む。)を実施する。 ・ 予算規模等が小さく、熱意がありながらも困難な状況にある防犯ボランティアに対する必要な支援を行う。 ・ 困難な活動を余儀なくされている被災地等のボランティアに対する必要な活動支援を行う。 ・ 令和5年11月に全防連主催で実施される「次世代を担う学生防犯ボランティア研修」に県内の大学生等を派遣し、学生防犯ボランティアの育成を図る。また、学生防犯ボランティアの育成に向けて、既存の団体等との連携を強化するとともに必要な支援を行う。 ・ 県防連ホームページ等で地域安全腕章を始めとした各種防犯資機材を紹介するとともに斡旋を行う。 ・ 防犯ボランティア活動の安全を確保するため、防犯ボランティア保険の紹介・斡旋を行う。
	(2) 各季等における運動の推進	ア 全国地域安全運動の実施 運動期間中(10月11日から20日まで)において、県民参加による運動の取組みを推進する。 イ 年末年始における事件・事故防止活動の実施

		活動期間中(12月10日から1月7日まで)において、金融機関やコンビニ等の強盗、侵入盗や街頭犯罪等の防止を重点とした活動の取組みを推進する。 ウ 春季、行楽期、夏季の地域安全活動の推進 春季、行楽期、夏季において発生しやすい、空き巣、車上ねらい、自転車盗や万引き等の犯罪防止を重点とした取組みを推進する。 エ 定例活動日における活動の推進 「地域安全の日」(毎月10日)、「なりすまし詐欺被害ゼロの日」(偶数月の年金支給日)において、街頭犯罪の防止、なりすまし詐欺被害の防止等の広報啓発活動を推進する。
(3) 子ども、女性、高齢者を守る被害防止対策の推進	ア 子どもの安全対策の推進 ・ 「子ども見守り隊」等の安全パトロール活動の支援、「子ども110番の家」の周知による積極的な活用の推奨、防犯ブザー等の防犯器材の普及に向けて広報活動を推進する。 ・ 声掛け事案等の被害防止に向けて、チラシ、パンフレット等の配布による活動支援を行う。 イ 女性の犯罪被害防止対策の推進 県警察や関係機関・団体、地域、ボランティア等による被害防止活動の支援、全国防犯協会連合会の作成した資料・ポスターを活用し、被害防止対策を推進する。 ウ 高齢者被害防止対策の推進 多くの高齢者が被害に遭っている「なりすまし詐欺」の被害防止のため、効果的な各種広報啓発活動を推進する。 エ 「警告機能付き電話録音機貸出事業」の実施 なりすまし詐欺の被害に遭いやすい高齢者世帯等を対象に、被害防止に効果的な警告機能付き電話録音機の無料貸出事業を推進する。	
(4) 職域防犯対策の推進	ア 金融機関等の防犯対策の推進 県警察や関係機関・団体と連携し、金融機関等における強盗被害やなりすまし詐欺被害の防止に向けた対策の推進を要請する。 イ 遊技業における防犯対策の推進 県警察等と連携し、遊技業組合の経営者研修会等において、強盗事件、置き引き事件等の防止対策の強化を要請するとともに連携した活動を行う。	
(5) 青色回転灯付防犯パトロール車の効果的運用	ア 防犯パトロール車の貸出事業の推進 青色回転灯付防犯パトロール車(2台)の貸出事業を積極的に推進し、地区防(防犯ボランティア)の防犯パトロール活動等を支援する。 イ 防犯パトロール車の整備促進 全防連を介して実施される「青色回転灯付防犯パトロール車整備事業」の仲介を行い、地区防犯協会	

		への配備促進を図る。
3 青少年の非行防止、健全育成事業	(1) 有害環境浄化対策の推進	○ 有害環境の浄化対策 ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に向けた広報啓発活動を推進する。
	(2) 少年非行防止広報の推進	ア ホームページ、ポスター等による広報 ホームページへの掲載や、地区防犯協会、警察署を通じたポスターの掲示、パンフレットの配布等により、少年非行防止に向けた効果的な広報活動を推進する。 イ 関係機関と連携した広報活動 少年犯罪や万引き等の防止のため、県や関係機関・団体と連携した広報活動を推進する。
	(3) 関係機関との連携	ア 諸行事等への参画 県や関係機関が主催する行事、会議等へ参加して情報等の共有を図る。 イ 諸行事等への協賛・後援 県や関係機関・団体への協賛・後援等により、取り組みの一体化を図る。
4 覚せい剤等薬物の乱用防止事業	(1) 関係機関との連携	○ 「ダメ、ゼッタイ。」福島県普及運動実行委員会等との連携を図り、関係機関・団体が取り組む危険ドラッグ、大麻、覚せい剤等の薬物乱用防止活動を支援する。
	(2) 広報活動の推進	○ ポスターの掲示、チラシやパンフレットの配布、ホームページや機関紙「防犯しゃくなげ」への掲載等により薬物乱用防止の啓発活動を推進する。
5 自転車防犯対策事業	(1) 自転車盗難防止対策の推進	ア 広報活動の推進 機関紙「防犯しゃくなげ」やホームページへの掲載、ポスターやチラシの配布等により、自転車防犯登録の理解促進と登録の徹底を推進する。また、自転車盗難の防止を図るため、二重ロックなどの被害防止対策広報を推進する。 イ パトロール活動の推進 自転車盗難の防止を図るため、関係機関の連携による駐輪場等のパトロール活動等を推進する。
	(2) 自転車防犯登録業務の推進	ア 関係機関・団体との連携 県警察や県自転車防犯登録推進協会と連携し、自転車防犯登録及び電算登録業務の迅速・適正な推進を図る。 イ 適正な業務推進に向けた防犯登録所への指導 県警察や県自転車防犯登録推進協会と連携し、自転車防犯登録所に対して自転車購入者の防犯登録実施についての指導を行う。

		ウ 迅速な自転車防犯登録の推進 自転車防犯登録所からの迅速な登録カードの提出により、的確な防犯登録を推進する。 エ 自転車防犯登録に関する相談への適切な対応 年間を通して多数寄せられるホームページや電話での防犯登録、抹消等についての相談に対して適切に対応する。 オ ホームページに防犯登録手続要領等を掲載し、県民の利便性の向上を図る。
6 地域安全活動 功労者・団体の 賞揚事業	(1) 全国・管区・ 県表彰受賞者の 推薦	○ 県警察との連携・協議により、全国、管区、県の各段階における防犯功労者・団体等を推薦、賞揚する。
	(2) 積極的な賞揚 の実施	○ 県警察と連携し、防犯活動優良個人・団体を積極的に表彰、賞揚するなど、地域安全活動の活性化を図る。
7 捜査協力報 償事業	(1) 犯罪の予防、 捜査協力等への 支援	○ 盗品取扱いにより損失を被りながらも、犯罪捜査に協力した質屋、古物商等に対し、損失の一部の補填として報償費を交付して支援する。
	(2) 古物商管理者 講習の支援	ア 古物商管理者講習 県中古自動車販売協会が実施する古物商管理者講習会に、県警察とともに講師を派遣し、営業の法令遵守等について指導する。 イ 営業所の健全育成 盗品自動車の流通防止等の周知徹底を図る。
8 防犯資器材 等の普及、幹 旋事業	(1) 防犯性能に優 れた防犯資器材 の普及促進	○ ホームページやチラシ等で、積極的に防犯性能に優れた資器材等を紹介し、これら資器材等の地区防犯協会、防犯ボランティア等への普及促進を図る。
	(2) 標識等の幹旋	○ 質屋・古物商許可標識、防犯連絡所標識等の迅速・確実な幹旋業務を推進する。また、ホームページに設定した古物商許可標識申込みのカテゴリーの周知徹底を図り、申込者の利便性の向上を図る。
第2 風俗環境浄化事業		
1 善良な風俗 の保持及び風 俗環境の浄化 事業	(1) 県公安委員会 からの受託事業 の確実な履行	ア 風俗営業管理者講習の実施 風俗営業管理者に対する講習を年間計画に基づき実施し、風俗営業の健全化を図る。 イ ホームページに掲載した年間の講習日程等について周知徹底し、受講者の利便性と受講率の向上を図る。 ウ 風俗営業申請等の調査の実施 風俗営業許可・変更承認申請に対する風俗営業所の調査を現地に出向き実施する。

	(2) 風俗環境浄化活動の推進	ア 風俗営業者への健全営業の指導 風俗営業管理者講習、風俗営業申請等の調査時において、法令遵守による健全営業について指導し、風俗環境の浄化を図る。 イ 少年指導委員等の活動の援助 少年指導委員等による少年の健全育成のための風俗環境浄化活動を支援する。 ウ 関係機関との連携 ホームページへの掲載や県警察等との連携の強化により、風俗環境浄化の広報啓発活動を推進する。 エ 風俗環境浄化に係る苦情への的確な対応 風俗環境に係る苦情・相談については、ホームページの苦情相談機能等を活用して受理し、県警察と連携を図りながら迅速・的確に対応する。
第3 その他		
1 協会事務等	(1) 会議等の開催	ア 通常総会、理事会の開催 - 令和5年度 通常総会 令和5年6月に福島市において開催する。 - 理事会 令和5年5月、6月及び令和6年3月に福島市において開催する。 イ 福島県防犯連絡所協議会連合会理事会の開催 県警本部地域企画課と連携し、別途計画で実施する。
	(2) 活動基盤の整備	ア 組織基盤の整備 厳しさを増す財政状況を踏まえ、組織及び各事業の有効性や必要性等を検証し、組織体制、事業内容の見直しを図る。 イ 賛助会員の加入促進等による活動予算の確保 ホームページでの紹介や個別勧誘活動、各種会合時における組織紹介チラシの配布等により、県防連の事業目的、活動意義等への県民の理解を促進し、賛助会員の加入や寄附の増加を図る。 ウ 防犯思想の普及及び防犯活動支援に資する「寄附型自動販売機整備事業」の普及推進 令和2年度に制度化した防犯ボランティア等の活動支援を目的とした「防犯活動支援寄附型自動販売機」の普及を図り、活動支援の充実を図る。